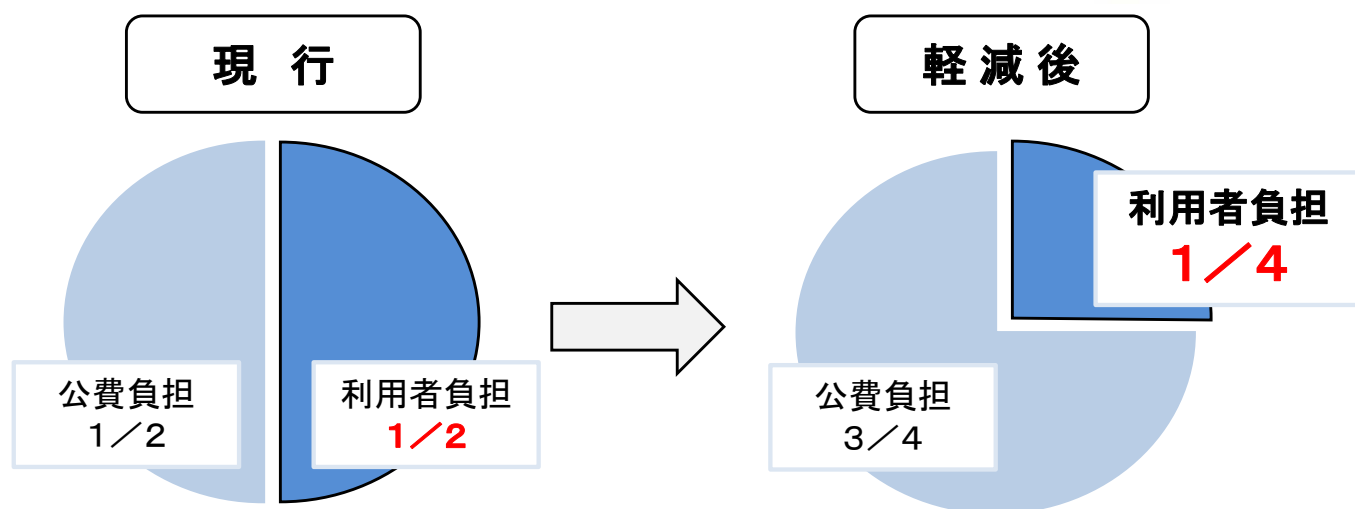


保育所・認定こども園を利用される方へ

令和7年9月1日から第2子の保育料軽減スタート

◆ 0歳児クラスから2歳児クラス(3号認定)に在籍している第2子の保育料が軽減されます。

現行保育料のおおよそ**半額**になります！！



【軽減の対象となるための手続き】

3号認定を受け保育所等を利用されている方は、役場への手続きは特にありません。

◆ 制度上第1子はすでに保育料無償！

※制度上第1子とは・・・

・保育所等を利用する小学校就学前までの最年長のこどもを指します。

※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

・こどもが2人以上の世帯については、現行制度を継続し、保育所等を利用する小学校就学前までの最年長のこどもを第1子としてカウントし、第1子は無償、第2子は1/4、第3子は無償となります。



《問い合わせ先》

三股町役場 福祉課 児童福祉係 (TEL:0986-52-9060)